

2022年6月9日

## 株 主 各 位

東京都品川区南大井三丁目2番2号  
田中商事株式会社  
代表取締役社長 鳥谷 毅

### 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

#### 記

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2022年6月24日（金曜日）午前11時（午前10時受付開始）   |
| 2. 場 所          | 東京都品川区南大井三丁目2番2号<br>田中商事本社ビル7階 多目的ホール<br>※株主の皆様を第一に考え、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）<br>上記趣旨に鑑み、本総会では、お土産のご用意はございませんので、ご理解を賜りますようお願い申しあげます。 |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件                             |
| 決議事項            |   |
| 第1号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件   |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件   |
| 第5号議案           | 退任取締役（監査等委員）に対し役員退職慰労金贈呈の件  |

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.tanakashoji.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 本総会は、ノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

#### 〈新型コロナウイルス感染症対策について〉

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、第61回定時株主総会の開催方針を、以下のとおりとさせていただきます。

1. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性があります。
2. ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書（郵送）による事前行使を是非ご利用ください。（2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効となります）
3. 議場にご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用等にご協力をお願いいたします。
4. 会場受付前で検温にご協力いただく場合があります。発熱等が確認された場合は、ご入場の制限をさせていただくことがあります。
5. 株主総会に出席する取締役及び運営メンバーは、マスク等を着用して対応させていただきます。
6. 本事案の趣旨に鑑み、お土産のご用意はございません。

株主総会時点での新型コロナウイルス感染状況により、開催方針の内容を変更させていただきますことがあります。

開催方針に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tanakashoji.co.jp>）にてお知らせいたします。

何卒ご理解ご協力のほど、お願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことにより行動制限が緩和され徐々に経済活動に下げ止まった印象がみられました。

一方昨年国内半導体工場で発生した火災による半導体供給不足は、東南アジアにおける感染症再拡大に伴うロックダウンの影響による部品供給の停滞もあり、一部の産業で生産活動への影響がみられる状況が続いております。

当社グループの属する建設関連業界におきましては大型需要が少ないことから、ゼネコン、サブコンなどが中・小型需要に参入する事案が増え、受注競争が激しくなっております。加えてサプライチェーン混乱による物不足、原材料価格の高騰などの影響により、工期遅延や案件の先延ばしなどがみられ収益環境は厳しい状況が続きました。

#### (当社の取り組み)

このような状況の中、当社グループにおきましては得意先要望に沿った営業活動、新規顧客の開拓や情報管理の強化による物件受注で需要獲得に取り組んで参りました。また、物不足や高騰する価格に対しては、市場動向に細心の注意を払いながら対応を行い適正利潤の確保に努めて参りました。

子会社の株式会社カワツウとは連携が図れておりシナジー効果としてグループでの営業活動や情報共有を行い新たな需要獲得へ繋げて参りました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は33,083,214千円(前期比107.6%)となり、利益面におきましては営業利益1,052,286千円(前期比102.0%)、経常利益1,067,056千円(前期比101.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益698,596千円(前期比101.1%)となりました。

## 企業集团の商品分類別の売上高状況

(単位：千円)

商 品 類	第60期売上高	構 成 比	第61期売上高	構 成 比
電 線 類	8,585,735	27.9%	10,682,933	32.3%
照 明 器 具 類	5,432,340	17.7	5,678,197	17.2
配 ・ 分 電 盤 類	7,996,669	26.0	8,104,820	24.5
家 電 品 類	5,557,339	18.1	5,138,036	15.5
そ の 他	3,165,395	10.3	3,479,226	10.5
合 計	30,737,481	100.0	33,083,214	100.0

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当企業グループの設備投資の総額は102,437千円であります。

これは主に、車両買替によるものであります。当該設備投資の資金は、自己資金にて充当しております。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

### ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第58期 (2019年3月期)	第59期 (2020年3月期)	第60期 (2021年3月期)	第61期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高(千円)	30,043,366	32,430,227	30,737,481	33,083,214
経 常 利 益(千円)	1,145,170	1,236,732	1,049,267	1,067,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	763,517	861,581	691,134	698,596
1株当たり当期純利益(円)	86.69	97.82	78.47	81.19
総 資 産(千円)	24,647,830	24,397,845	24,522,312	25,242,038
純 資 産(千円)	11,414,479	11,965,659	12,476,637	12,742,039
1株当たり純資産額(円)	1,295.94	1,358.52	1,416.54	1,511.81

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カワツウ	10,000千円	100.0%	弱電、防災設備等の施工

## (4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、半導体をはじめとする各種部材・製品の需給逼迫やウクライナ情勢等による原油など資源価格高騰の影響もあり、国内外の景気見通しについては予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当企業グループの属する建設関連業界におきましても、引き続きメタル資材価格の高騰や供給面での制約等により受注競争は厳しさを増していくことが予想されます。

このような状況の中で、当企業グループにおきましては、資材価格の変動を早期に販売価格へ反映させる取り組み等により利益率を改善するとともに、得意先ニーズを的確に捉えた営業活動、更なる得意先の開拓、物件情報管理の徹底による物件受注増強、人材育成の一層の推進を図ることでの経営基盤強化に取り組んで参ります。

その上で、子会社の株式会社カワツウとのシナジー効果を発揮できるよう連携強化を図って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

電気材料及び電気器具の卸売

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地								
本	社	東	京	都	品	川	区					
東	京	営	業	所	東	京	都	品	川	区		
城	西	営	業	所	東	京	都	杉	並	区		
城	北	営	業	所	東	京	都	練	馬	区		
城	南	営	業	所	東	京	都	世	田	谷	区	
渋	谷	営	業	所	東	京	都	渋	谷	区		
城	東	営	業	所	東	京	都	葛	飾	区		
埼	京	営	業	所	東	京	都	足	立	区		
千	葉	営	業	所	千	葉	県	千	葉	市		
船	橋	営	業	所	千	葉	県	船	橋	市		
松	戸	営	業	所	千	葉	県	松	戸	市		
王	子	営	業	所	東	京	都	北	区			
江	東	営	業	所	東	京	都	江	東	区		
所	沢	営	業	所	埼	玉	県	入	間	郡		
大	宮	営	業	所	埼	玉	県	さ	い	た	ま	市
川	越	営	業	所	埼	玉	県	川	越	市		
川	口	営	業	所	埼	玉	県	川	口	市		
越	谷	営	業	所	埼	玉	県	越	谷	市		
熊	谷	営	業	所	埼	玉	県	熊	谷	市		
宇	都	宮	営	業	所	栃	木	県	宇	都	宮	市
札	幌	営	業	所	北	海	道	札	幌	市		
釧	路	営	業	所	北	海	道	釧	路	市		
函	館	営	業	所	北	海	道	函	館	市		

名 称	所 在 地
札幌東営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
郡山営業所	福島県郡山市
八戸営業所	青森県八戸市
多摩営業所	東京都三鷹市
八王子営業所	東京都八王子市
町田営業所	東京都町田市
横浜営業所	神奈川県横浜市
横浜南営業所	神奈川県横浜市
京浜営業所	神奈川県横浜市
川崎営業所	神奈川県川崎市
相模原営業所	神奈川県相模原市
川崎北営業所	神奈川県川崎市
静岡営業所	静岡県静岡市
沼津営業所	静岡県沼津市
富士営業所	静岡県富士市
藤枝営業所	静岡県藤枝市
浜松営業所	静岡県浜松市
豊橋営業所	愛知県豊橋市
名古屋営業所	愛知県名古屋市
大阪営業所	大阪府大阪市
大阪南営業所	大阪府大阪市
神戸営業所	兵庫県神戸市
福岡営業所	福岡県福岡市
熊本営業所	熊本県熊本市
小倉営業所	福岡県北九州市

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 カ ワ ツ ウ	神 奈 川 県 川 崎 市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
432名	18名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
414名	17名増	38.9歳	13.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,300,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,100,000
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	400,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 35,328,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 8,832,000株  |
| ③ 株主数      | 2,965名      |
| ④ 大株主      |             |

株主名	持株数	持株比率
河合宏美	1,326千株	15.7%
河合きよ子	1,325	15.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	693	8.2
ステート ストリート バンク アンドトラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002	485	5.8
野村信託銀行株式会社(投信口)	209	2.5
田中商事従業員持株会	189	2.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	186	2.2
岡三証券株式会社	169	2.0
トウテック株式会社	133	1.6
森田健	113	1.3

(注) 当社は、自己株式403,643株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥谷部 毅	管理本部長
専務取締役	安部 安生	営業本部長兼東部エリア事業部長
取締役	春日 国敏	経営企画担当兼経理部長兼総務部長
取締役	山口 智	仕入部長兼情報管理部長
取締役	伊藤 淳	営業副本部長兼西部エリア事業部長
取締役	玉木 修	クリエイション事業部長
取締役 (監査等委員・常勤)	早川 益男	
取締役 (監査等委員)	福田 大助	弁護士 株式会社L Aホールディングス社外取締役
取締役 (監査等委員)	川本 典行	税理士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役であります。  
なお、当社は、取締役 (監査等委員) 川本典行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 川本典行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 (監査等委員) 川本典行氏は、税理士の資格を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、早川益男氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### ② 当事業年度に係る取締役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

###### ・基本方針

取締役の報酬等は、取締役会にて各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意欲等を高めることを目的としております。

###### ・報酬等構成

取締役の報酬等は職位等に応じた毎月の固定報酬 (法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与、以下、「定期同額給与」という。) 並びに業績連動報酬 (法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与、以下、「利益連動給与」という。) で構成しております。

ただし、監査等委員である取締役については、その職務から、定期同額給与のみとしております。

- ・報酬等構成割合

取締役の報酬等構成割合については、業績指標100%達成時において、おおよその目安として定期同額給与：利益連動給与である役員賞与の割合が定期同額給与：役員賞与＝7：3となるように支給するものとしております。

- ・報酬等を与える時期又は条件の決定

(定期同額給与)

定期同額給与は職位等を基に各人ごとに定め、在任期間中に毎月支給するものとしております。

(利益連動給与)

利益連動給与である役員賞与は、年1回、事業年度終了後、社内での決裁手続きを経て、4ヵ月以内に支給するものとします。

(退職慰労金)

株主総会の決議の範囲内で一時金として支給するものとします。

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬等構成割合等の変更について

現在の取締役の報酬等は、金銭報酬としての(1)定期同額給与(2)利益連動給与により構成されております。

本定時株主総会第2号議案原案通り承認されますと、業績指標100%達成時において、対象取締役の報酬総額における報酬割合は、概ね金銭報酬：株式報酬＝8：2、定期同額給与：利益連動給与：株式報酬＝6：2：2となります。また、時期・条件等は本定時株主総会第2号議案に記載の通りです。

## ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員を除く取締役の報酬等限度額は、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、年額2億5,000万円以内（固定的な基本報酬の上限2億円、業績連動賞与の上限5,000万円 ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員を除く取締役の員数は6名であります。監査等委員である取締役の報酬等限度額は、2016年6月29日開催の第55回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

なお、本定時株主総会第2号議案が原案通り承認されますと、上記の報酬等限度額とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付き株式の付与のための金銭報酬を支給する事となり金銭報酬総額は年額5,000万円以内、譲渡制限付き株式の付与のための金銭報酬制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年83,000株以内となります。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別定期同額給与決定につきましては、第60回定時株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、各取締役の職位等を勘案した報酬等案を作成し、社外取締役が出席している取締役会で検討し、具体的な内容の決定については代表取締役社長鳥谷部毅に一任する旨の決議をしております。代表取締役社長に本権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。また、社外取締役の適切な関与のもと検討することで、客観性、公平性、透明性が担保されていると考えております。

取締役会は当該手続きを経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等が決定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員の協議によって決定しております。

当社の当事業年度における報酬等の額の決定については、2021年6月に取締役会より委任された代表取締役社長鳥谷部毅が、定期同額給与の2021年7月から2022年6月分を決定しております。利益連動給与は、2022年3月期の当社の税引前当期純利益を基に「ホ. 業績連動報酬等に関する事項」に従い決定しております。

## ニ. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	176,610	106,610	20,600	49,400	6
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,300	5,100	—	200	1
社外役員(監査等委員)	4,500	4,400	—	100	2

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

#### ホ. 業績連動報酬等に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役に対する利益連動給与の算定方法については、毎月の定期同額給与に加え、以下の算定方法等に基づき、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を支給しております。

- a. 取締役を支給する利益連動給与の総額は、当社の税引前当期純利益に2%を乗じた金額とし、その上限を50,000千円とします。
- b. 各取締役を支給する利益連動給与は、期中平均の個人月額報酬金額を、支給対象取締役全員の期中平均個人月額報酬金額の合計で除した係数に「a.」の総額を乗じた金額とし、100千円未満の金額は切捨てとします。

算定基準に当社の税引前当期純利益を採用している理由は、業績向上への意欲や士気を一層高めることができると考えているためであります。なお、当期の当社の税引前当期純利益は1,049,590千円であります。

#### へ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である福田大助氏及び川本典行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外取締役の重要な兼職の状況（他会社の業務執行者である場合）

該当事項はありません。

ロ. 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職の状況（他会社の社外役員である場合）

社外取締役（監査等委員）福田大助氏は、株式会社L Aホールディングスの社外取締役を兼務しております。なお、同社と当社との間には資本関係及び取引関係はありません。

⑥ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	福 田 大 助	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門知識的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回のうち14回出席し、主に当社のコンプライアンス面について適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	川 本 典 行	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門知識的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回のうち14回出席し、主に当社の内部統制システムについて適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,800

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社都合の場合の他以下の事由が生じた場合に、取締役会に対し、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

イ. 会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断された場合

ロ. 監督官庁から監査業務停止処分を受ける等当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合等

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(会計監査人の責任限定契約)

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2022年3月31日現在、当社が取締役会において定めている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 当社及びその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社は、企業倫理綱領をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織として、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを定め、同部を中心に役職員教育等を行う。

当社内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監視する。これらの活動は定期的に取り締り委員会及び監査等委員会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

- ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、文書取扱規程、文書保存規程、機密保持規程、その他文書及び情報に関する規程（以下、関連規程等という）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、関連規程等により、常時これらの文書などを閲覧できるものとする。
- ハ. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社及びその子会社は、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの会社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社の対応は当社総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、ITを活用して取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、企業集団における経営効率の向上を図るため当社が定める子会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し指導を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行う。
- 当社取締役会には当社子会社の取締役を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行う。また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、当社グループの各部門との情報交換を定期的を実施する。
- ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。



ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社監査等委員は、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、主要な稟議書及び業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人等に対して報告を求める。

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。監査等委員会は内部監査室及び会計監査人と連携して問題点の把握・改善勧告等を行う。

チ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「企業倫理綱領」に明記し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。

リ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払などの請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかに当該請求に応じるものとする。

ヌ. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役会長、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

ル. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、社内規程を制定し、当該規程に基づき、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図るとともに、その評価結果を取締役に報告する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

イ. コンプライアンスについては、当社及びその子会社の役職員に対して、企業倫理綱領の再確認となる社内研修を開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

ロ. 当社及びその子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題等が発生した場合には適時関係部署への指示を行っております。

- ハ. 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制は適切に運用されています。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績、経済状況に内部留保の状況、資本政策等を総合的に勘案して決定して参ります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めて参ります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、原則として親会社株主に帰属する当期純利益の20%から30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2022年5月11日開催の取締役会にて1株当たり15円、効力発生日を2022年6月27日とする決議をいたしました。これにより、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり7円を加えました年間配当金は、1株当たり22円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,350,046	流動負債	10,358,023
現金及び預金	2,301,913	支払手形及び買掛金	5,389,373
受取手形、売掛金及び契約資産	7,712,775	短期借入金	3,800,000
電子記録債権	603,909	1年内償還予定の社債	7,200
商 品	2,503,494	1年内返済予定の長期借入金	32,776
原材料及び貯蔵品	7,790	未払法人税等	270,598
そ の 他	222,674	賞与引当金	171,553
貸倒引当金	△ 2,512	そ の 他	686,521
固定資産	11,891,992	固定負債	2,141,976
有形固定資産	10,409,567	社 債	21,200
建物及び構築物	2,549,576	長期借入金	39,984
土 地	7,455,881	退職給付に係る負債	1,817,751
そ の 他	404,109	役員退職慰労引当金	205,000
無形固定資産	189,614	そ の 他	58,040
の れ ん	139,884	負債合計	12,499,999
そ の 他	49,730	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,292,809	株 主 資 本	12,778,186
繰延税金資産	682,693	資 本 金	1,073,200
そ の 他	710,888	資 本 剰 余 金	951,153
貸倒引当金	△ 100,773	利 益 剰 余 金	11,022,061
資産合計	25,242,038	自 己 株 式	△ 268,227
		その他の包括利益累計額	△ 36,147
		その他有価証券評価差額金	29,302
		退職給付に係る調整累計額	△ 65,450
		純資産合計	12,742,039
		負債・純資産合計	25,242,038

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,083,214
売 上 原 価		28,054,826
売 上 総 利 益		5,028,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,976,101
営 業 利 益		1,052,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,269	
そ の 他	25,114	27,384
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,343	
そ の 他	1,271	12,614
経 常 利 益		1,067,056
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,461	
そ の 他	33	7,495
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,689	3,689
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,070,861
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	426,319	
法 人 税 等 調 整 額	△ 54,054	372,264
当 期 純 利 益		698,596
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		698,596

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,073,200	951,153	10,518,829	△13,962	12,529,220
会計方針の変更による 累積的影響額			△4,248		△4,248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,073,200	951,153	10,514,580	△13,962	12,524,971
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△191,116		△191,116
親会社株主に帰属する 当期純利益			698,596		698,596
自己株式の取得				△254,265	△254,265
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					-
連結会計年度中の 変動額合計	-	-	507,480	△254,265	253,215
当期末残高	1,073,200	951,153	11,022,061	△268,227	12,778,186

	その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	31,425	△84,007	△52,582	12,476,637
会計方針の変更による 累積的影響額				△4,248
会計方針の変更を反映した 当期首残高	31,425	△84,007	△52,582	12,472,389
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△191,116
親会社株主に帰属する 当期純利益				698,596
自己株式の取得				△254,265
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△2,123	18,557	16,434	16,434
連結会計年度中の 変動額合計	△2,123	18,557	16,434	269,649
当期末残高	29,302	△65,450	△36,147	12,742,039

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- |                |          |
|----------------|----------|
| イ. 連結子会社の数     | 1社       |
| ロ. 主要な連結子会社の名称 | 株式会社カワツウ |

##### ② 非連結子会社の状況

- |                 |   |
|-----------------|---|
| イ. 主要な非連結子会社の名称 | 株式会社木村電気工業<br>八汐電気株式会社  |
| ロ. 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

- |                 |  |
|-----------------|--|
| イ. 主要な非連結子会社の名称 | 株式会社木村電気工業<br>八汐電気株式会社   |
| ロ. 持分法を適用しない理由  | 持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、製品、仕掛品、原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

###### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

#### ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

#### ⑤ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準第29号 2020年3月31日」及び「収益認識に関する会計基準の適用」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「8. 収益認識に関する注記 (2) 収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

#### ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### イ. 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、電設資材卸売業において、売上値引等の顧客に支払われる対価について、従来は金額確定時に売上高から控除しておりましたが、当連結会計年度より商品等を販売した時点で変動対価を見積り、取引価格に反映して売上高から控除する方法に変更しております。また、工事業における工事契約に関して、工事完成基準を適用して参りましたが、当連結会計年度より履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,530千円増加し、売上原価は15,634千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,104千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,248千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、変動対価については「返金負債」として流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

自社保有の営業所の不動産の時価が、帳簿価額より著しく下落しているため減損の兆候があるとされた営業所は6か所、固定資産の帳簿価額合計で1,283,060千円ありますが、いずれの営業所とも割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

##### ② その他の情報

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の割引前将来キャッシュ・フローに基づき減損の可否の判定を実施しております。減損の可否の判定単位は、営業所単位としております。

当社は、倉庫や駐車場等の営業設備を当社戦略に合致させるよう自由に企画設置できること、地域における金融面・求人面等の社会的信用を向上させることから営業所を自社保有することを基本方針としており、現在の営業所48か所のうち、自社保有物件は46か所となっています。

固定資産の減損の可否の判定におきましては、将来キャッシュ・フロー等について一定の仮定を設定しておりますが、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,703,894千円

(2) 契約資産と顧客との契約から生じた債権の金額は、「8. 収益認識に関する注記

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(3) 契約負債の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (3)当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生ずる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生ずる収益を分解した情報」に記載しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	8,832千株	-千株	-千株	8,832千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 2021年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 132,117千円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月28日

ロ. 2021年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 58,998千円
- ・1株当たり配当額 7円
- ・基準日 2021年9月30日
- ・効力発生日 2021年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年5月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	126,425千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	15円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日	2022年6月27日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当企業グループは、主に電設資材の卸売りをを行うため、運転資金及び設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。また、資金調達については資本コスト等を考慮し、原則銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について、管理部門における営業管理室が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。市場価格のない株式等（非上場株式702,466千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
①その他有価証券	60,083千円	60,083千円	-千円
資産計	60,083	60,083	-
(1) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	28,400	28,399	0
(2) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	72,760	72,993	233
負債計	101,160	101,393	233

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	60,083	-	-	60,083
資産計	60,083	-	-	60,083

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債(1年内償還予定の社債を含む)	-	28,399	-	28,399
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	72,993	-	72,993
負債計	-	101,393	-	101,393

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	品種分類別売上高					合計
	照明器具類	電線類	配・分電盤類	家電品類	その他	
一時点で移転される財	5,678,197	10,682,933	8,104,820	5,138,036	2,913,966	32,517,954
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—	565,260	565,260
顧客との契約から生じる収益	5,678,197	10,682,933	8,104,820	5,138,036	3,479,226	33,083,214
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,678,197	10,682,933	8,104,820	5,138,036	3,479,226	33,083,214

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、電気設備資材の卸売り、弱電及び防災設備工事を主たる事業としております。

#### ①電気設備資材の卸売り

電気設備資材の卸売りは、電気工事店等の顧客から注文を受けた商品をメーカーや商社等から仕入を行い、販売を行っております。収益の認識は、当社の顧客は国内のみであり、配送は自社配送を行っており出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間でありますので、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、商品の引き渡し後、概ね1カ月以内に受領しております。一部の顧客の取引の対価にはリベートとして相殺しなければならない変動対価が含まれております。

## ②弱電及び防災設備工事

弱電及び防災設備工事は、顧客との契約に基づき工事を施工しておりますので、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて履行義務を充足し収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない工事については、原価回収基準を適用しております。

取引の対価は、工事完了後、概ね2カ月以内に一括して受領しております。

## (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,850,637
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,273,145
契約資産（期首残高）	23,946
契約資産（期末残高）	43,539
契約負債（期首残高）	51,685
契約負債（期末残高）	122,754

契約資産は、顧客との弱電及び防災設備工事契約について進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求債権であります。契約資産は、工事完了時、又は当該進捗度を合理的に見積ることができるようになった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に対する対価は、契約に従い、顧客へ請求し、概ね2カ月以内に一括して受領しております。

契約負債は、主に、顧客との商品販売に伴い発生したりレポートの認識に関するものであります。契約負債は、売掛債権回収時に取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、6,123千円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,511円81銭

(2) 1株当たり当期純利益 81円19銭



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

田中商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,120,671</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,288,947</b>
現金及び預金	2,231,495	支払手形	779,903
受取手形	2,057,928	買掛金	4,602,804
電子記録債権	603,909	短期借入金	3,800,000
売掛金	5,495,991	リース債務	25,123
商物品	2,503,494	未払金	131,335
貯蔵品	6,870	未払費用	124,383
前払費用	10,773	未払法人税等	269,254
その他	211,839	未払消費税等	33,138
貸倒引当金	△1,631	預り金	32,897
<b>固定資産</b>	<b>11,898,267</b>	賞与引当金	164,673
<b>有形固定資産</b>	<b>10,224,755</b>	その他の	325,432
建物	2,488,971	<b>固定負債</b>	<b>1,933,206</b>
構築物	44,755	リース債務	26,162
機械及び装置	4,174	退職給付引当金	1,723,416
車両運搬具	152,722	役員退職慰労引当金	155,000
工具、器具及び備品	12,857	その他の	28,628
土地	7,293,823	<b>負債合計</b>	<b>12,222,154</b>
リース資産	17,012	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	210,437	<b>株主資本</b>	<b>12,767,481</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>47,098</b>	資本金	1,073,200
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,626,413</b>	資本剰余金	951,153
投資有価証券	60,083	資本準備金	951,153
関係会社株式	702,466	<b>利益剰余金</b>	<b>11,011,356</b>
長期貸付金	2,639	利益準備金	125,000
破産・更生債権等	111,442	その他利益剰余金	10,886,356
繰延税金資産	653,808	固定資産圧縮積立金	62,085
差入保証金・敷金	10,763	別途積立金	9,948,000
その他	185,982	繰越利益剰余金	876,270
貸倒引当金	△100,773	<b>自己株式</b>	<b>△268,227</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,018,938</b>	評価・換算差額等	29,302
		その他有価証券評価差額金	29,302
		<b>純資産合計</b>	<b>12,796,783</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,018,938</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,517,954
売 上 原 価		27,653,099
売 上 総 利 益		4,864,854
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,831,200
営 業 利 益		1,033,654
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,264	
そ の 他	22,147	24,412
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,567	
そ の 他	1,271	11,838
経 常 利 益		1,046,228
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,017	
そ の 他	33	7,051
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,689	3,689
税 引 前 当 期 純 利 益		1,049,590
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	409,780	
法 人 税 等 調 整 額	△ 54,717	355,062
当 期 純 利 益		694,527

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	9,448,000	877,108	10,512,193	
会計方針の変更による累積的影響額							△4,248	△4,248	
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	9,448,000	872,859	10,507,944	
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立						500,000	△500,000	-	
剰余金の配当							△191,116	△191,116	
当期純利益							694,527	694,527	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	500,000	3,411	503,411	
当 期 末 残 高	1,073,200	951,153	951,153	125,000	62,085	9,948,000	876,270	11,011,356	

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△13,962	12,522,584	31,425	31,425	12,554,009
会計方針の変更による累積的影響額		△4,248			△4,248
会計方針の変更を反映した当期首残高	△13,962	12,518,335	31,425	31,425	12,549,761
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△191,116			△191,116
当期純利益		694,527			694,527
自己株式の取得	△254,265	△254,265			△254,265
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△2,123	△2,123	△2,123
事業年度中の変動額合計	△254,265	249,146	△2,123	△2,123	247,022
当 期 末 残 高	△268,227	12,767,481	29,302	29,302	12,796,783

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 子会社株式           | 移動平均法による原価法                                  |
| ② その他有価証券         |  |
| ・ 市場価値のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）     |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| ・ 商品              | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |
| ・ 貯蔵品             | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）     |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |  |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産<br>（リース資産を除く） | 定額法によっております。   |
| ③ リース資産                | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。   |
| ④ 長期前払費用               | 定額法によっております。   |

#### (3) 引当金の計上基準

- |         |  |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                    |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から処理しております。

また、執行役員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準第29号 2020年3月31日」及び「収益認識に関する会計基準の適用」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「8. 収益認識に関する注記（2）収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっておりません。

## 2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、電設資材卸売業において、売上値引等の顧客に支払われる対価について、従来は金額確定時に売上高から控除しておりましたが、当会計年度より商品等を販売した時点で変動対価を見積り、取引価格に反映して売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,104千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,104千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,248千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、変動対価は「返金負債」として流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 固定資産の減損

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額」に記載した内容と同一であります。

##### ②その他の情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 (2) その他の情報」に記載した内容と同一であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,661,206千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 166,267千円

短期金銭債務 48,734

### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高 754,269千円

仕入高 114,043

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	24,143株	379,500株	-株	403,643株

## 7. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産

退職給付引当金	527,710千円
役員退職慰労引当金	47,461
貸倒引当金	31,356
賞与引当金	50,423
未払事業税	15,722
その他	123,869
繰延税金資産小計	796,542
評価性引当額	△104,323
繰延税金資産合計	692,218
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	11,009
固定資産圧縮積立金	27,400
繰延税金負債合計	38,410
繰延税金資産の純額	653,808

## 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,518円30銭
(2) 1株当たり当期純利益	80円72銭

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

田中商事株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西村仁志  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17（2005）年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

田中商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 早川益男 ⑩

監査等委員 福田大助 ⑩

監査等委員 川本典行 ⑩

(注) 監査等委員福田大助及び川本典行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月25日開催の第60回定時株主総会において、年額250百万円以内（固定的な基本報酬の上限200百万円、業績連動賞与の上限50百万円。ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年83,000株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分等については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年83,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年6月1日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針及び取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項を定めており、その内容の概要は本招集ご通知10頁から11頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合に、当該方針等を変更することを予定しており、変更後の内容の概要は、本招集ご通知10頁から11頁に記載のとおりであります。

また、上記のとおり、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とすること、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率が軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

#### (ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決されることを条件として、当社の従業員に対しても、譲渡制限付株式を付与する制度を導入する予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とりやべ つよし 鳥谷 毅 (1969年11月13日生)	1988年3月 当社入社 2007年6月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2008年4月 当社営業本部長 2008年6月 当社取締役営業本部長 2011年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2013年10月 当社代表取締役社長 2020年10月 当社代表取締役社長兼管理本部長 2022年4月 当社代表取締役社長 (現任)	7,190株
[取締役候補者とした理由] 取締役就任後、主に営業本部長として業容の拡大を牽引した実績を有しております。代表取締役就任後は当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を備えている点を踏まえ、今後もその幅広い知識や経験と指導力を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
2	あべ やす お 安部 安生 (1968年10月15日生)	1987年3月 当社入社 1999年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2003年2月 当社首都圏第二営業部長 2007年3月 当社首都圏第二営業部長兼大宮営業所長 2008年10月 当社首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2012年6月 当社取締役東部地区物件担当部長 兼首都圏第一営業部長兼大宮営業所長 2013年10月 当社取締役営業本部長 2017年1月 当社専務取締役営業本部長 2019年4月 当社専務取締役営業本部長兼東部エリア事業部長 2022年4月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	2,410株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業本部長、物件担当部長、東部エリア事業部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	やまぐち さとし 山口 智 (1964年11月2日生)	1985年3月 当社入社 2003年2月 当社東北営業部長 2006年10月 当社東北営業部長兼仙台営業所長 2007年10月 当社営業管理室次長 2008年10月 当社営業管理室長 2011年6月 当社取締役仕入部長兼営業管理部長 2020年10月 当社取締役仕入部長兼情報管理部長 2022年4月 当社取締役管理本部長兼仕入部長(現任)	8,700株
[取締役候補者としての理由] 営業部門、管理部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に営業管理室長、仕入部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
4	かすがくに とし 春日 国敏 (1970年1月27日生)	1994年4月 当社入社 2004年4月 当社広報室長 2005年4月 当社経営企画室長 2008年6月 当社取締役経営企画室長 2009年6月 当社取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 2012年6月 当社常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画課担当 2020年10月 当社取締役経営企画担当兼経理部長兼総務部長 2022年4月 当社取締役経営企画担当兼経理部長(現任)	1,000株
[取締役候補者としての理由] 管理企画部門での勤務経験を積み、取締役就任後は主に管理本部長、経理部長、経営企画室長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			
5	いとう じゅん 伊藤 淳 (1969年9月22日生)	1991年4月 当社入社 2006年8月 当社東海営業部長兼豊橋営業所長 2008年7月 当社東海営業部長兼浜松営業所長 2012年6月 当社取締役西部地区物件担当部長兼東海営業部長兼浜松営業所長 2013年10月 当社取締役西日本物件担当部長兼東海営業部長 2016年4月 当社取締役中央地域物件担当部長兼首都圏中央第一営業部長 2017年4月 当社取締役東京第一営業部長 2019年4月 当社取締役営業副本部長兼西部エリア事業部長(現任)	1,300株
[取締役候補者としての理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当 社の株式数
6	たま き おさむ 玉 木 修 (1973年3月22日生)	1995年4月 当社入社 2007年5月 当社首都圏第五営業部長兼城東営業所長 2008年4月 当社首都圏第一営業部長兼東京営業所長 2010年9月 当社東京中央営業部長兼東京営業所長 2012年6月 当社取締役中央地区物件担当部長 兼東京中央営業部長兼東京営業所長 2013年10月 当社取締役東日本物件担当部長 兼東京中央営業部長 2016年4月 当社取締役西部地域物件担当部長 兼東海営業部長 2017年4月 当社取締役東海営業部長 2019年4月 当社取締役クリエイション事業部長 (現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 営業部門での勤務経験を積み、当社取締役就任後は主に営業部長、物件担当部長を担当し、当社グループの企業価値向上に尽力していることから、今後もその幅広い知識と経験を活かし、経営手腕が発揮されることを期待するものです。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び子会社の社長であります。被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとされております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。すべての被保険者について、その保険料のうち約8%を負担しております。

なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年3月に当該保険契約を更新する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	くらたしゅうじ 倉田修至 (1953年6月20日生)	1977年3月 当社入社 1983年11月 当社城南営業所長 1998年9月 当社東京営業所業務課長 2016年10月 当社営業管理室課長 2017年4月 当社内部監査室課長 2019年4月 当社内部監査課課長 2020年10月 当社内部監査室課長（現任）	7,700株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 営業所長、内部監査課長としての経験を有することから豊富な知見を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対し、適切な役割を果たすことができると考え、監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	ふくだだいすけ 福田大助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録 1998年6月 当社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 株式会社L Aホールディングス社外取締役（現任）	0株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 弁護士としての職務を通じて培われた法務・コンプライアンスに関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
3	かわ もと のり ゆき 川 本 典 行 (1955年4月8日生)	1980年3月 唐沢公認会計士事務所入所 1986年3月 税理士登録 1999年4月 川本会計事務所開設 2008年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>[監査等委員である取締役候補者とした理由]</p> <p>税理士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p> <p>また、東京証券取引所の定めている独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員としました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田大助氏及び川本典行氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は、川本典行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 福田大助氏及び川本典行氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会の終結の時をもって6年であります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない監査役であったことがあります。
4. 福田大助及び川本典行の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

**第5号議案** 退任取締役（監査等委員）に対し役員退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を退任されます早川益男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はや かわ ます お 男	2017年6月 当社取締役（監査等委員） （現任）

以上







〈メモ欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 第61回定時株主総会会場ご案内図

会場…東京都品川区南大井三丁目2番2号

当本社 7階 多目的ホール

TEL (03) 3765-5211 (大代表)

◎京浜急行線 大森海岸駅 徒歩(品川寄り) 5分

◎JR京浜東北線 大森駅 徒歩10分



ご利用駅より点線に沿ってご来社ください。